

仙台市農業委員会第 41 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 9 月 29 日（水曜日）午後 1 時 28 分から午後 2 時 30 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

| | | | |
|---------|------------|------------|------------|
| 会 長 | 1 番 佐々木 均 | | |
| 会長職務代理者 | 2 番 嶺岸 若夫 | | |
| 委 員 | 3 番 赤間 敬 | 4 番 大泉 権吾 | 5 番 大里 重市 |
| | 6 番 小野寺 潔 | 7 番 加藤 和江 | 8 番 菅野 則義 |
| | 9 番 菊地 郁夫 | 10 番 熊谷 幸夫 | 11 番 郷古 雅春 |
| | 12 番 齋藤 清太 | 13 番 佐藤 千治 | 14 番 佐藤 とみ |
| | | 16 番 鈴木 通 | 17 番 高橋 勝彦 |
| | 18 番 松原 菊男 | 19 番 柴田 市郎 | |

IV. 欠席委員 (1 人) 15 番 庄司 俊充

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）
5. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 売渡あっせん希望農地一覧表
 - (6) 農用地利用集積計画の決定における議事参与の制限について
 - (7) 第 2 回企画検討チーム会議報告（令和 4 年度農作業標準料金策定について）
6. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
 - ①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 事務課長 | 庄司 厚 | 主幹兼振興係長 | 山本 幸子 |
| 農地係長 | 八木 正志 | 振興係主査 | 内海 敏子 |
| 農地係主査 | 伊藤 秀宣 | 農地係主任 | 菊地 一郎 |

VII. 会議の概要

| | | |
|----------------|--|-----------|
| 1 開 会 | 開 会 | (午後1時28分) |
| 司会：主幹兼 振興係長 | ただいまから仙台市農業委員会第41回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。 | |
| 2 会長挨拶 | － 会長 あいさつ － | |
| 事務局：課長 | <p>新任委員紹介</p> <p>事務局から紹介します。農業委員の定員19名の内、1名欠員となっていました。9月9日開催の第3回定例会で議会の同意を得て、9月10日に農業委員に任命された柴田市郎さんです。柴田委員は太白区にお住まいで、仙台市の認定農業者になっている秋保生産組合の代表理事のほか、仙台農協の理事もされています。任期はみなさんと同じ令和6年7月14日までとなります。各所属については後ほど報告いたします。</p> <p>では、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> | |
| 柴田市郎委員 | － 挨拶 － | |
| 司会：主幹兼 振興係長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。</p> | |
| 議 長 (佐々木会長) | <p>はじめに、柴田委員の議席番号ですが、総会における委員の議席は、仙台市農業委員会会議規則第4条の規定に、「委員の議席は、会長が定める。」とあります。現在、19番が欠番になっていますので、19番とします。</p> <p>本日は、15番庄司俊充委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> | |
| 議 長 | それでは、9番菊地郁夫委員、10番熊谷幸夫委員を指名いたします。 | |

議 長

議案に入ります。

(午後1時35分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を、第二調査委員会が担当し、9月21日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明させていただきます。赤間敬第二調査委員会委員長から説明願います。併せて番号2番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、9月21日に実施いたしました。調査は、17番高橋勝彦委員、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、賃借権の設定による新規就農が1件の合計2件です。番号1番の報告は12番齋藤清太委員、番号2番の報告は17番高橋勝彦委員です。

（12番齋藤清太委員報告）

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で280aの農地を耕作しています。申請地は、JAと利用権で賃貸借していましたが、今回、借人であった譲受人が買い取ることになり、報告4の農地法第18条第6項の通知により合意解約が出ております。9月15日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬委員（第二調査委員会委員長）

番号2番は、新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。調査の結果を、17番高橋勝彦委員から報告します。

高橋勝彦委員

番号2番は、賃借権の設定により新規就農を図るものです。新規就農であるこ

| | |
|------------------|--|
| (17 番) | とから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、トラクター1台とバックホー1台を譲渡人から借り受け、家族2人で63aの農地に、主にブルーベリーを栽培する計画です。ブルーベリー栽培については、富谷市の「ブルーベリー生産組合長」及び「JRフルーツパーク仙台あらはま」のもとで栽培の研修を受けてきております。また、農業大学校で野菜栽培についても研修を積んできております。新規就農するにあたり、家族の理解を得て、ブルーベリーの栽培に意欲的に取り組むことを確認しております。なお、9月17日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。賃貸借の期間は20年です。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。 |
| 議 長 | 第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。 |
| 菅野則義委員 (8 番) | 番号2番のブルーベリー栽培の収支計画は大丈夫ですか。 |
| 高橋勝彦委員 (17 番) | 本人は聞き取り調査において、収支計画を含め大変意欲的に話していました。ポット栽培は経費がかかるため、技術指導を得て地植えにし、湿害対策をしていきたいということです。 |
| 松原菊男委員 (18 番) | ブルーベリーの鳥害対策は大丈夫ですか。 |
| 高橋勝彦委員 (17 番) | ネットを張り対策します。 |
| 菊地郁夫委員 (9 番) | 農業次世代人材投資事業の対象者ですか。 |
| 高橋勝彦委員 (17 番) | 対象ではありません。政策金融公庫から資金を借りる予定です。 |
| 議 長 | 他にご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし) |
| 議 長 | それでは、意見等がありませんので採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、17番高橋勝彦委員、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員の4名で行いました。今回の申請は、通路に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件の合計2件です。番号1番の報告は14番佐藤とみ委員、番号2番の報告は16番鈴木通委員です。

（14番佐藤とみ委員）

番号1番は、通路に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑124㎡を転用し、自宅への通路に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（16番鈴木通委員報告）

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑686㎡を転用し、駐車場（普通車26台）に346.25㎡、通路等に339.75㎡を利

用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

番号2番は、平成31年3月に発出された「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務要領」に基づく案件で、本市で初めてのケースとなります。近年、建売住宅より注文住宅が増えており、すぐ建築に至らないため、農地転用の適用には難しかったものが可能となります。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会委員長赤間敬報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが3件、資材置場に転用するものが1件、店舗に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、建築条件付宅地に転用するものが1件の合計7件です。番号1番と2番の報告は5番大里重市委員、番号3番と4番の報告は10番熊谷幸夫委員、番号5番と6番の報告は11番郷古雅春委員、番号7番は私（3番赤間敬委員）から報

告します。

(5番大里重市委員報告)

番号1番は、店舗（コンビニエンスストア）に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、コンビニエンスストア運営業者が畑1,571㎡と宅地123㎡を含む事業面積1,694㎡を利用し、店舗敷地に500㎡、駐車場（普通車13台）に367㎡、通路等に827㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、開発行爲許可書の写しが提出されております。なお、許可を得ず当該地を貸していたため、始末書が提出されております。賃借権の設定期間は30年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、建築条件付宅地に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が田1,350㎡を転用し、建築条件付宅地（4区画）に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であること及び国の建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領の要件を満たしていることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、宅地造成に関する工事の許可通知書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(10番熊谷幸夫委員報告)

番号3番と4番は同一事業であるため、一括して報告いたします。駐車場に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑2,524㎡を転用し、駐車場（普通車60台）に750㎡、通路等に1,774㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響

は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されて おります。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(11 番郷古雅春委員報告)

番号5番は、駐車場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、市街化区域に接続し、街区がある程度形成されている区域の農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、運送業者が田887㎡を転用し、駐車場(大型車等19台)に444.75㎡、通路等に442.25㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。賃借権の設定期間は20年間です。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、スポーツ施設管理業者が田2,584㎡(実測面積2,833㎡)を利用し、資材置場に1,366㎡、作業スペース等に1,467㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(3 番赤間敬委員報告)

番号7番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,470㎡を転用し、太陽光発電パネル168枚(発電出力49.5kW)に430.75㎡、通路等に1,039.25㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明

書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8番)

番号2番の農水省の通知を読めばわかるのでしょうか、住宅地なのになぜ農業委員会で審査するのですか。

赤間敬第二調
査委員会委員
長

建売が建つ開発なら転用の許可を必要とする案件になるのですが、今回はすぐに建ちません。区画を造成して土地販売、その後お客様の要望を取り入れた注文住宅を建てるので時間がかかります。

事務局

従来、住宅を建築して建物と一体的に売却する農地の転用許可は認められていましたが、宅地を造成しただけでは認められていませんでした。近年住宅のニーズが多様化し、建築条件付売買が増加してきたことを受けて農水省が検討し、平成31年4月から認められることになりました。3つ要件があり、①転用事業者が土地を買う人と売買契約を行い、概ね3か月以内に建築請負契約を締結する。②建築請負契約を締結しなかった場合は売買契約が解除となる契約とする。③区画の全てが販売できない時は、転用事業者が自分で住宅を建てることになっています。

議 長

宅地でない農地に住宅を建てるのは、農業委員会では農家住宅か分家住宅の案件になります。このケースは建築条件付宅地が認められたことと、都市計画区域外のエリアのため家が建てられます。他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時57分)

議 長

第4号議案農用地利用集積計画の決定について(利用権設定促進事業)、を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局
農地係長

第4号議案農用地利用集積計画の決定について（利用権設定促進事業）は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づくものです。令和3年9月30日仙台市公告予定分です。存続期間は令和3年10月1日から令和9年3月31日の予定となっております。農業委員会の契約であり、委員室において貸し手及び借り手の双方で調整したものです。更新が1件8,754㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。内容は、所有者が相続税納税猶予を継続するために、特定貸付の手続きを利用権設定でするものです。定期的な来年3月の利用権設定では、相続税の納税猶予に影響が出ることから、今回、利用権設定をするものです。また、終期を3月31日とし、今後も集積計画で空白が生じないようにしていくものです。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。
第4号議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）は、原案のとおり決定します。

（午後1時59分）

議 長

続いて、協議事項はありませんので、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から
 - (5) 売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。
- なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4030から4032まで3件の届出がありました。転用目的の内訳は、保育施設への転用が3件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから6ページに記載のとおり、番号5062から5077まで16件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が4件、公衆用道路への転用が3件、宅地・事務所・宅地造成・駐車場への転用が各2件ずつ、保育園への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長

専決により全件受理しております。続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページから9ページに記載のとおり5件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、10ページに記載のとおり1件ありました。(5)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、新規申出が2件ありましたので、一覧表を修正しております。別紙一覧表の網かけの部分が追加となります。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひします。仙台東地区のほ場整備した農地のうち、七郷地区については法務局の登記閉鎖が解除になったので、これまでHPに掲載されていた方々に通知を出して、再度掲載するか意向を確認しているところです。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

次に(6)「農用地利用集積計画の決定における議事参与の制限について」は、事務局から報告願ひます。

事務局

— 説明 —(6)「農用地利用集積計画の決定における議事参与の制限について」

議 長

(6)「農用地利用集積計画の決定における議事参与の制限について」、ご質問等はございませんか。

赤間敬委員
(3番)

農地法の3条の規定と農業経営強化基盤促進法の利用集積計画の議事参与の制限の線引きはどうなっているのですか。

事務局

総会に係る議事については、農業委員会等に関する法律に基づき、議事参与の制限が定められておりますが、農用地利用集積計画についても議事参与の制限を受けることになるということです。なお、例えば農振整備計画の変更など、個別案件ではない全体計画の決定などについては議事参与の制限は適用しないというものです。

議 長

他にご質問等はございませんか。

なければ次に、(7)「第2回企画検討チーム会議報告(令和4年度農作業標準料金策定について)」は加藤企画検討チーム長から報告願ひます。

加藤企画検討
チーム長

— 説明 —(7)第2回企画検討チーム会議報告(令和4年度農作業標準料金策定について)

議 長

(7)第2回企画検討チーム会議報告(令和4年度農作業標準料金策定につい

て)、ご質問等はございませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。
以上で報告事項を終了いたします。

(午後 2 時 17 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1) 会長報告を私から (佐々木均会長) 報告します。資料 3 をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2) 事務局からの連絡事項について
その他事務局からの連絡事項

振興係(ア)、(イ)

(ア) 仙台市農業委員会委員等名簿

(イ) 農地利用最適化推進委員担当地区一覧

農地係長
(ウ)、(エ)

(ウ) 農地全域調査研修会及び農地利用最適化推進委員研修会 (12 月 : 日帰り)
の開催中止について

(エ) 農地利用最適化推進委員 (新任委員) への研修会について

振興係

(オ) 10 月～11 月の予定表

(カ)～(ケ)

(カ) 令和 3 年度農業者年金加入推進特別研修会

(キ) 令和 3 年度女性の社会参画に関する懇談会の開催について

(ク) 新日本法規出版株式会社の書籍申込書

(ケ) 他市町村農業委員会だより等 (千葉市、石巻市、盛岡市)

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ以上で全てを終了いたします。

司会 : 主幹兼振
興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 41 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 30 分)